

アジアネットワーク参加国における使用済み電気・電子機器 (UEEE) の輸入規制の状況 (2025 年 12 月時点)

下の表は、有害廃棄物の不法輸出入防止に関するアジアネットワーク参加国における使用済み電気・電子機器 (UEEE: Used Electrical and Electronic Equipment) の輸入規制の状況を整理したものであり、アジアネットワークワークショップにおける各国の発表資料等を基に、参加国のパーゼル担当官の間での共通理解獲得を目的として事務局が作成したものである。各国の担当官の確認を得たものであるが、各国の輸入規制情報は定期的に更新されるため、実際の輸出においては、各国の規制当局のウェブサイト等に掲載されている規制情報を確認されたい。

<凡例>

*UEEE と e-waste の該非判断基準：(1) 製造からの年数、(2) 外観、(3) 製品情報 (モデル、ブランド、製造番号)、(4) 梱包状態、(5) 機能性、(6) 契約、(7) 中古市場の存在

国・地域	根拠法	使用済み電気・電子機器 (UEEE) の輸入に係る施策			UEEE と e-waste の該非判断基準*						
		対象品目	権限ある当局	要件：(1) リユース目的 (ダイレクト・リユース含む) (2) 修理及び改修目的	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)
ブルネイ	有害廃棄物 (輸出、輸入、移送) 規則 (2013 年)	UEEE (AITI によって規制されているものを除いて、UEEE は e-waste に該当)	開発省 環境・公園・レクリエーション局	AITI によって規制されているものを除いて、UEEE は目的に拘らず e-waste に該当し、輸入は認められていない。	無し						
	電気通信規則 (2001 年)	中古品を含む電気通信及び/又は無線通信に係る機器	情報通信技術産業局 (AITI)	電気通信及び/又は無線通信に係る機器を輸入する個人又は販売事業者は AITI から許可証を得る必要がある。							
カンボジア	電気・電子機器廃棄物管理に関する閣僚会議令 16 号 (2016 年 2 月 1 日)	UEEE 全般	環境省	(1) UEEE の一部は有害廃棄物に分類され、リユース目的の UEEE の輸入は、環境省からの許可が必要。 (2) 解体目的の UEEE の輸入は、認められていない。	✓	✓		✓	✓		
	禁止・規制対象品目リストの執行に関する閣僚会議令 370 号 (2023 年 12 月 28 日)										
	環境天然資源法 (2023 年 6 月 29 日)										
香港 (中国)	廃棄物処分規則 (WDO) (香港法令第 354 章)	UEEE 全般	環境保護署 (EPD)	(1) 電気・電子機器廃棄物 (EEW) の輸出入には、事前に EPD からの許可が必要。廃棄物の輸出入許可の管理対象となる EEW の範囲は、EPD のガイドラインに詳述されている。 (2) 非廃棄物であることを証明できる中古電子機器は、廃棄物の輸出入許可の管理対象にはならない。輸出入業者は、輸送前に中古電子機器の機能試験を行い、当該機器が適切に機能あるいは修理されており、輸入国において本来意図された目的で再利用可能であることを確保する必要がある。輸出入業者はまた、輸出入国の関係当局 (環境又は商務に係る当局、税関等) に対して、中古電子機器が販売目的で合法的に輸出入可能であることを確認することが求められる。香港へ輸入される、もしくは香港から輸出される中古電子機器は、以下に規定の基準を満たす必要がある。 <ul style="list-style-type: none"> 機器は、処分又は解体目的ではないこと 機器の重要部品が不足しておらず、その主要な機能又は安全な使用に支障をきたす損傷や欠陥が存在しないこと 機器が消費者によって直接使用できる状態にあること (輸出入業者は、EPD の要請に応じて試験報告書を提出可能) 機器の特に外観が摩耗又は損傷しておらず、その市場価値を低下させないこと 機器を保管、輸送、積み込み、及び荷下ろしする際の損傷から保護するための適切な包装又は措置が取られていること 定期的な中古市場が存在すること (輸出入業者は、EPD の要請に応じて輸入国の小売業者又は卸売業者が署名した販売契約書あるいは請求書を締結し、適切な販売ルートが手配されていることを証明可能。一方で、輸入国において中古市場が存在しない旧式技術 (ブラウン管テレビ、ビデオカセットレコーダー等) を採用した使用済み機器は、中古電子機器として分類することはできない。) 		✓		✓	✓	✓	✓
インドネシア	商業省規則 2021 年 44 号「中古資本財の輸入に関する 2018 年 118 号の改訂」(2021 年 7 月 16 日)	使用済み資本財 (商業用の資本財、又は何かを生産或いは使用が可能な財、又は修繕、再製造、多機能化される財で、スクラップではないもの) ¹	商業省 貿易管理局	輸入される中古資本財は、本規制の対象になる。中古の資本財に限り、直接使用する企業や保税地域で修理を行う企業による輸入が認められている。状態は、一回の梱包で使用可能であり、まだ機能しており、製造年から 5 年以内であり、最新の仕様であること。輸入にあたっては、商業省貿易管理局長からの認可が必要。	✓	—	✓	✓	✓	—	—

¹ 再製造目的ではないモニターを含む。

国・地域	根拠法	使用済み電気・電子機器 (UEEE) の輸入に係る施策			UEEE と e-waste の該否判断基準*																
		対象品目	権限ある当局	要件：(1) リユース目的 (ダイレクト・リユース含む) (2) 修理及び改修目的	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)										
日本	使用済み電気・電子機器の輸出時における中古品判断基準 (2013年9月)	すべての UEEE	環境省	(1) 輸入に関しては規制なし。中古品判断基準を満たした UEEE のみダイレクトリユース目的で輸出が可能。 (2) 修理・改修目的での UEEE の輸出入に関する規制はなし。	√ ²	√ ³	—	√ ⁴	√ ⁵	√ ⁶	√ ⁷										
ラオス	汚染管理に関する環境省決定 2021年 1687号	すべての e-waste	環境局	化学物質に汚染されている廃棄物、放射性廃棄物、電子廃棄物、使用済みバッテリー等の有害・有毒廃棄物の輸入は、認められていない (第8条)。																	
マレーシア	マレーシアにおける UEEE の越境移動に関するガイドライン	UEEE 又はその部品 (e-waste (SW110) の定義に該当しないもの、又は 2005 年環境法の下で規定されている指定廃棄物により汚染されていないもの)	環境局 (DOE)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>直接再利用のポイント</th> <th>条件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>機器の使用年数</td> <td>5 年以下</td> </tr> <tr> <td>輸入目的</td> <td>直接再利用</td> </tr> <tr> <td>有害廃棄物の管理</td> <td>直接再利用を目的とした輸入について、残渣及び有害廃棄物は発生してはならない。</td> </tr> <tr> <td>運用情報</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 輸入される UEEE の状態に関する、権限ある当局又は認証機関、その他の関連機関による検査報告書 (機能証明) 輸入される UEEE の梱包明細、仕様書、及び量 (ブランド名、モデル、シリアル番号、製造年、機器・部品の状態、検査日を含むこと) UEEE が損傷防止のために個別に梱包されていること </td> </tr> </tbody> </table>	直接再利用のポイント	条件	機器の使用年数	5 年以下	輸入目的	直接再利用	有害廃棄物の管理	直接再利用を目的とした輸入について、残渣及び有害廃棄物は発生してはならない。	運用情報	<ul style="list-style-type: none"> 輸入される UEEE の状態に関する、権限ある当局又は認証機関、その他の関連機関による検査報告書 (機能証明) 輸入される UEEE の梱包明細、仕様書、及び量 (ブランド名、モデル、シリアル番号、製造年、機器・部品の状態、検査日を含むこと) UEEE が損傷防止のために個別に梱包されていること 							
	直接再利用のポイント	条件																			
	機器の使用年数	5 年以下																			
輸入目的	直接再利用																				
有害廃棄物の管理	直接再利用を目的とした輸入について、残渣及び有害廃棄物は発生してはならない。																				
運用情報	<ul style="list-style-type: none"> 輸入される UEEE の状態に関する、権限ある当局又は認証機関、その他の関連機関による検査報告書 (機能証明) 輸入される UEEE の梱包明細、仕様書、及び量 (ブランド名、モデル、シリアル番号、製造年、機器・部品の状態、検査日を含むこと) UEEE が損傷防止のために個別に梱包されていること 																				
2023 年税関令 (輸入禁止)	2023 年税関令 (輸入禁止) の附則 3 第 1 部 (項目 68) の各種		<table border="1"> <thead> <tr> <th>再利用のポイント</th> <th>条件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>機器の使用年数</td> <td>5 年以下</td> </tr> <tr> <td>輸入目的</td> <td>再利用</td> </tr> <tr> <td>有害廃棄物の管理</td> <td>輸入国に ESM 施設が存在しない場合、故障解析、修理、及び改修により生じる、欠陥のある又は機能しない UEEE 又はその部品、その他の有害廃棄物の輸入については、輸出業者の責任とすべき。</td> </tr> <tr> <td>運用情報</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 輸入される UEEE の状態に関する、権限ある当局又は認証機関、その他の関連機関による検査報告書 (機能証明) 輸入される UEEE の梱包明細、仕様書、及び量 (ブランド名、モデル、シリアル番号、製造年、機器・部品の状態、検査日を含むこと) UEEE が損傷防止のために個別に梱包されていること </td> </tr> </tbody> </table>	再利用のポイント	条件	機器の使用年数	5 年以下	輸入目的	再利用	有害廃棄物の管理	輸入国に ESM 施設が存在しない場合、故障解析、修理、及び改修により生じる、欠陥のある又は機能しない UEEE 又はその部品、その他の有害廃棄物の輸入については、輸出業者の責任とすべき。	運用情報	<ul style="list-style-type: none"> 輸入される UEEE の状態に関する、権限ある当局又は認証機関、その他の関連機関による検査報告書 (機能証明) 輸入される UEEE の梱包明細、仕様書、及び量 (ブランド名、モデル、シリアル番号、製造年、機器・部品の状態、検査日を含むこと) UEEE が損傷防止のために個別に梱包されていること 	√ ⁸	✓	✓	✓	✓ ⁹	✓	✓	
再利用のポイント	条件																				
機器の使用年数	5 年以下																				
輸入目的	再利用																				
有害廃棄物の管理	輸入国に ESM 施設が存在しない場合、故障解析、修理、及び改修により生じる、欠陥のある又は機能しない UEEE 又はその部品、その他の有害廃棄物の輸入については、輸出業者の責任とすべき。																				
運用情報	<ul style="list-style-type: none"> 輸入される UEEE の状態に関する、権限ある当局又は認証機関、その他の関連機関による検査報告書 (機能証明) 輸入される UEEE の梱包明細、仕様書、及び量 (ブランド名、モデル、シリアル番号、製造年、機器・部品の状態、検査日を含むこと) UEEE が損傷防止のために個別に梱包されていること 																				
2023 年税関令 (輸入禁止)	2023 年税関令 (輸入禁止) の附則 3 第 1 部 (項目 37~43) の各種		<table border="1"> <thead> <tr> <th>修理のポイント</th> <th>条件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>機器の使用年数</td> <td>保証期間内</td> </tr> <tr> <td>輸入目的</td> <td>OEM (オリジナル機器製造業者) パートナーとして認可されている</td> </tr> <tr> <td>有害廃棄物の管理</td> <td>輸入国に ESM 施設が存在しない場合、故障解析、修理、及び改修により生じる、欠陥のある又は機能しない UEEE 又はその部品、その他の有害廃棄物の輸入については、輸出業者の責任とすべき。</td> </tr> <tr> <td>運用情報</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 輸入される UEEE の修理プロセスの説明及び関連するフロー図 関連当局からの操業許可証 輸入業者と OEM との間で締結された有効な契約書 (有害廃棄物の管理や報告等の双方の責任及び義務を含む) 輸入される UEEE の梱包明細、仕様書、及び量 (ブランド名、モデル、シリアル番号、製造年、機器・部品の状態、検査日を含むこと) UEEE が損傷防止のために個別に梱包されていること 輸入業者の詳細情報を含む、署名付き宣言書及び関連文書 </td> </tr> </tbody> </table>	修理のポイント	条件	機器の使用年数	保証期間内	輸入目的	OEM (オリジナル機器製造業者) パートナーとして認可されている	有害廃棄物の管理	輸入国に ESM 施設が存在しない場合、故障解析、修理、及び改修により生じる、欠陥のある又は機能しない UEEE 又はその部品、その他の有害廃棄物の輸入については、輸出業者の責任とすべき。	運用情報	<ul style="list-style-type: none"> 輸入される UEEE の修理プロセスの説明及び関連するフロー図 関連当局からの操業許可証 輸入業者と OEM との間で締結された有効な契約書 (有害廃棄物の管理や報告等の双方の責任及び義務を含む) 輸入される UEEE の梱包明細、仕様書、及び量 (ブランド名、モデル、シリアル番号、製造年、機器・部品の状態、検査日を含むこと) UEEE が損傷防止のために個別に梱包されていること 輸入業者の詳細情報を含む、署名付き宣言書及び関連文書 								
修理のポイント	条件																				
機器の使用年数	保証期間内																				
輸入目的	OEM (オリジナル機器製造業者) パートナーとして認可されている																				
有害廃棄物の管理	輸入国に ESM 施設が存在しない場合、故障解析、修理、及び改修により生じる、欠陥のある又は機能しない UEEE 又はその部品、その他の有害廃棄物の輸入については、輸出業者の責任とすべき。																				
運用情報	<ul style="list-style-type: none"> 輸入される UEEE の修理プロセスの説明及び関連するフロー図 関連当局からの操業許可証 輸入業者と OEM との間で締結された有効な契約書 (有害廃棄物の管理や報告等の双方の責任及び義務を含む) 輸入される UEEE の梱包明細、仕様書、及び量 (ブランド名、モデル、シリアル番号、製造年、機器・部品の状態、検査日を含むこと) UEEE が損傷防止のために個別に梱包されていること 輸入業者の詳細情報を含む、署名付き宣言書及び関連文書 																				

² 関連するガイドラインにおいて、エアコン、テレビについては 15 年まで、冷蔵庫、冷凍庫、洗濯機については 10 年までと推奨されている。

³ 破損や傷、汚れがないこと (大幅な修理が必要な場合は中古使用とは見なされない) ※家電製品ごとの具体的な基準はない。

⁴ 荷姿等が適切であること (集荷、輸送、積み込み及び積み下ろし作業中の破損を防ぐように適切に梱包、積載及び保管されていること)。

⁵ 契約書等により中古品取引の事実関係が確認されること。 ※契約書等には、次の 1 及び 2 が記載されていること 1. UEEE の中古品の販売に関する内容 (取引価格に関する情報を含む) 2. 部品取りされない旨

⁶ 輸入国において当該製品の中古市場があること。

⁷ 通電検査等を実施し、個々が正常に作動すること。

⁸ 5 年以内。

⁹ リユース目的。

国・地域	根拠法	使用済み電気・電子機器 (UEEE) の輸入に係る施策				UEEE と e-waste の該否判断基準*																	
		対象品目	権限ある当局	要件：(1) リユース目的 (ダイレクト・リユース含む) (2) 修理及び改修目的		(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)											
				<table border="1"> <thead> <tr> <th>改修のポイント</th> <th>条件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>機器の使用年数</td> <td>5年以下</td> </tr> <tr> <td>輸入目的</td> <td>改修</td> </tr> <tr> <td>有害廃棄物の管理</td> <td>輸入国に ESG 施設が存在しない場合、故障解析、修理、及び改修により生じる、欠陥のある又は機能しない UEEE 又はその部品、その他の有害廃棄物の輸入については、輸出業者の責任とすべき。</td> </tr> <tr> <td>運用情報</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 輸出入されたUEEEの改修プロセス及び関連するフロー図 関連当局からの操業許可証 輸出業者と改修施設との間で締結された有効な契約書（有害廃棄物の管理や報告等の双方の責任及び義務を含む） UEEEが損傷防止のために個別に梱包されていること 輸入されるUEEEの梱包明細、仕様書、及び量（ブランド名、モデル、シリアル番号、製造年、機器・部品の状態、検査日を含むこと） 輸入業者の詳細情報を含む、署名付き宣言書及び関連文書 </td> </tr> </tbody> </table>	改修のポイント	条件	機器の使用年数	5年以下	輸入目的	改修	有害廃棄物の管理	輸入国に ESG 施設が存在しない場合、故障解析、修理、及び改修により生じる、欠陥のある又は機能しない UEEE 又はその部品、その他の有害廃棄物の輸入については、輸出業者の責任とすべき。	運用情報	<ul style="list-style-type: none"> 輸出入されたUEEEの改修プロセス及び関連するフロー図 関連当局からの操業許可証 輸出業者と改修施設との間で締結された有効な契約書（有害廃棄物の管理や報告等の双方の責任及び義務を含む） UEEEが損傷防止のために個別に梱包されていること 輸入されるUEEEの梱包明細、仕様書、及び量（ブランド名、モデル、シリアル番号、製造年、機器・部品の状態、検査日を含むこと） 輸入業者の詳細情報を含む、署名付き宣言書及び関連文書 									
改修のポイント	条件																						
機器の使用年数	5年以下																						
輸入目的	改修																						
有害廃棄物の管理	輸入国に ESG 施設が存在しない場合、故障解析、修理、及び改修により生じる、欠陥のある又は機能しない UEEE 又はその部品、その他の有害廃棄物の輸入については、輸出業者の責任とすべき。																						
運用情報	<ul style="list-style-type: none"> 輸出入されたUEEEの改修プロセス及び関連するフロー図 関連当局からの操業許可証 輸出業者と改修施設との間で締結された有効な契約書（有害廃棄物の管理や報告等の双方の責任及び義務を含む） UEEEが損傷防止のために個別に梱包されていること 輸入されるUEEEの梱包明細、仕様書、及び量（ブランド名、モデル、シリアル番号、製造年、機器・部品の状態、検査日を含むこと） 輸入業者の詳細情報を含む、署名付き宣言書及び関連文書 																						
ミャンマー	商業省通知 2020 年 36 号	輸入される中古機器	商業省 貿易局	<ul style="list-style-type: none"> 主に零細企業、中小企業を対象に、生産量や生産能力の向上を支援し、投資コストを削減することを目的としている。 家電製品（冷蔵庫、エアコン、洗濯機、コピー機、テレビ等）のように、生産工程に関係のない機器の輸入は認められていない。 輸入される中古機械は、生産工程で直接使用されるものに限られ、再販売や小売を目的とした輸入は認められない。 工業監督検査局が検査手続きの中心となる。 	✓ ¹⁰	✓	✓ ¹¹	—	✓ ¹²	✓ ¹³	—												
	有害廃棄物及びその他の廃棄物の越境移動に関する手続	有害廃棄物	天然資源・環境保全省環境保全局	<ul style="list-style-type: none"> 環境上適正な管理を確保する技術が存在しないため e-waste の輸入は認められない。 																			
フィリピン	環境天然資源省令 2013 年 22 号（有害廃棄物の管理に関する手続と基準の改訂）	WEEE/e-waste、又は UEEE	天然資源環境省環境管理局	リユース目的（ダイレクトユースを含む）及びリサイクル/リカバリー	WEEE と UEEE の区別はなく、両者とも e-waste に該当。																		
シンガポール	「e-waste と UEEE の輸出入管理について」（情報通信開発庁及び国家環境庁通知）	UEEE 及び WEEE	国家環境庁 (NEA)	<p>(1) リユース目的</p> <ul style="list-style-type: none"> 輸出入向け：認可された第三者検査機関による調査報告書（輸出国で発行されたもの）で、出荷前にすべての UEEE が良好な動作状態にあることを示す。輸入業者は、購入した UEEE が再利用目的であることを証明するものとする（すなわち、機器の市場がすぐに存在すること）。輸送に関与するいずれの国（輸出国、輸入国、また該当する場合は通過国）においても、貨物に含まれる機器が廃棄物として定義あるいはみなされていないこと、並びに輸送の目的を確認する宣言書。 <p>(2) 修理及び改修目的：</p> <ul style="list-style-type: none"> 輸入向け：輸入業者は、電子機器メーカーと契約を結び、その機器を修理・再生していること。輸入業者は修理施設を有していること。輸入業者は、修理・再生された機器が販売店を持っていること（すなわち、市場にすぐに出せる状態であること）を証明しなければならない。最終処分を目的とした UEEE の輸入は認められない。輸入業者は、以下を宣言するために（企業のレターヘッドを使用した）宣言書を作成しなければならない。 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 貨物に含まれる機器が、輸送に関与するいずれの国においても、廃棄物として定義あるいはみなされていないこと ➢ 修理又は改修作業の完了後における UEEE の行先（再販のための市場が存在するかどうか等）に関する説明 ➢ 修理作業から生じる残渣廃棄物が現地の規制にしたがって管理されることを確保するための規定 ➢ 当該施設が、輸送を手配した者に対し、機器に実施された修理及び改修活動に関するフ 	—	—	—	—	✓	✓	✓												

¹⁰ 直接使用されるものであり、修理・改造されたものでないこと。10年以上使用されていないこと。

¹¹ ブランド名、容量、モデル、製造年月日、原産国、使用燃料の種類。

¹² 機械の容量が 80%以上であることと、出荷前 6ヶ月以内に機械の稼働状況に関する出荷前検査証明書の提出が必要。

¹³ 販売契約書または請求書に、機械の詳細な仕様が記載されている必要がある。

国・地域	根拠法	使用済み電気・電子機器 (UEEE) の輸入に係る施策			UEEE と e-waste の該否判断基準*							
		対象品目	権限ある当局	要件：(1) リユース目的 (ダイレクト・リユース含む) (2) 修理及び改修目的	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	
				<ul style="list-style-type: none"> フィードバック報告書を提供することを求める規定 輸出向け：輸出業者は、UEEE の所有者であり、海外の修理及び改修施設と機器の修理及び改善に関する契約を締結していること（海外の修理及び改修施設は、輸入国で認可された施設であること）。輸出業者は、以下を宣言するために（企業のレターヘッドを使用した）宣言書を作成しなければならない。 <ul style="list-style-type: none"> ▶ 貨物に含まれる機器が、輸送に関与するいずれの国においても、廃棄物として定義あるいはみなされていないこと ▶ 修理又は改修作業の完了後における UEEE の行先（再販のための市場が存在するかどうか等）に関する説明 ▶ 修理作業から生じる残渣廃棄物が現地の規制にしたがって管理されることを確保するための規定 ▶ 当該施設が、輸送を手配した者に対し、機器に実施された修理及び改修活動に関するフィードバック報告書を提供することを求める規定 (3) リサイクル及び資源回収目的： <ul style="list-style-type: none"> 輸入向け：輸入国の権限ある当局からの輸入許可が必要。輸入業者は、リサイクル施設を有していること。輸入業者は、e-waste が有害廃棄物及び非有害廃棄物に分類される場合、バーゼル輸出許可を申請しなければならない（2025年1月1日より発効）。 輸出向け：輸入国の権限ある当局からの輸入許可が必要。輸入業者は、リサイクル施設を有していること。輸出業者は、e-waste が有害廃棄物及び非有害廃棄物に分類される場合、バーゼル輸出許可を申請しなければならない（2025年1月1日より発効）。 								
タイ	工場局通知（2007年9月）「有害物質とみなされる UEEE の輸入基準について」	有害物とみなされる UEEE（32種類）及びそのパーツ・部品（31種類）	工業省 工場局 (DIW)	<p>UEEE の輸入が許可されるための条件は以下のとおり。</p> <p>(1) リユース目的 条件：特別な用途のための必要な機能があり、その妥当性や適用性を示すこと。部品やパーツが元々の形で残っており、破損箇所を交換するためのスペア品の輸入であることを証拠とともに必要性を示すこと。</p> <p>(2) 修理目的(修理目的での再輸入、国内での修理及び改修目的での暫定的な輸入) 条件：その期間を通知し、リユース不可の破損品が発生した場合は返送する旨、輸出者が同意していることを示す保証書が必要。また、輸出日から 30 日以内に破損品に関する文書の提示が必要。タイ国内で製造された UEEE を除いて、これらの破の返送は不要だが、現地の施設で処理する必要がある。</p> <p>(3) 同様の目的で修理又は改修するための輸入 条件：コピー機器やその部品(トナー等)は受け入れ可能。</p>	√ ¹⁴	—	—	—	—	—	—	—
ベトナム	政令 2018 年 69 号 (No.69/2018/ND-CP) 「外国貿易管理」 (2018 年 5 月)	輸入禁止リスト (別表 I) に掲げられている輸入品目	商工省 情報通信省	別表 I に掲げられている品目は用途に拘わらず輸入が禁止されている。	基準なし							
	首相決定 2019 年 18 号 (No.18/2019/QD-TTg) 「使用済み機械設備及び製造ラインの輸入」	別表 I に掲げられている HS コード 84 に分類されている使用済み製造ライン	科学技術省 地方税関局	<p>中古の機械・器具は、以下の条件を満たす場合に輸入することができる。</p> <p>1. 機器の使用年数は 10 年を超えてはならない。一部の特定分野の機械・機器については、本決定の附則 I に機器の経過年数が明記されている。</p> <p>2. 以下の基準に従って製造されていること。</p> <ul style="list-style-type: none"> 安全、省エネルギー、環境保護に関する国家技術規則 (QCVN) の規定。 輸入機械・機器に関連する QCVN が無い場合、輸入機械・機器は、ベトナムの国家規格 (TCVN) 又は、G7 国又は韓国の安全性、省エネルギー、環境保護に関する国家規格の技術仕様に従って製造されなければならない。 	√ ¹⁵	—	✓	—	✓	—	—	
	中古情報技術製品の輸入禁止リストとその HS コードに関する通達 (11/2018/TT-BTTTT)	附則 I に掲げられている HS コードの 84、85 類に分類されている UEEE	情報通信省 地方税関局	<ul style="list-style-type: none"> UEEE の輸入を防ぐための重要な法的根拠である。 輸入が禁止されている中古情報技術機器のリスト (付録) は以下のとおり。 <ul style="list-style-type: none"> ◇ 中古プリンタ ◇ コンピュータ ◇ 携帯電話 ◇ LCD/CRT スクリーン 	基準なし							

¹⁴ 改修目的の場合、トナー・カートリッジ及びフューザーモジュールを除くコピー機とその部品は 5 年まで、その他の UEEE は 3 年まで。

¹⁵ 別添 I に記載の機械設備は 20 年まで、その他の機器は 10 年まで。